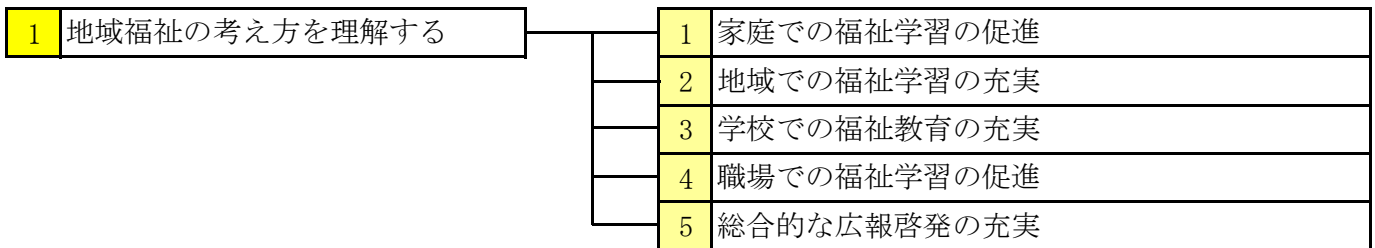


## 4. 施策の推進

### (1)「気づき」と「語りあい」と「支えあい」があるまち

#### 1)地域福祉の考え方を理解する

##### 施策の体系



##### 施策の推進

#### ① 家庭での福祉学習の促進

家庭から地域福祉に対する関心や意識、自助の心を育むために、親子体験講座などにおいて地域福祉をテーマとするよう検討し、機運醸成に努めます。

#### ② 地域での福祉学習の充実

出前説明会、茜学級（女性学級）や地域女性学級など地域のさまざまな活動の機会を活用し、地域福祉についての研修や話し合い、体験などに取り組みます。

学校開放事業や総合型地域スポーツクラブの活動支援など地域と連携し町民、団体などの交流を深めます。

#### ③ 学校での福祉教育の充実

保護者や地域の協力を得て体験学習を実施するなど、子どもたちが地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加していくよう福祉教育の充実に努めるとともに、地域と学校が協力して福祉教育に取り組むよう働きかけます。

#### ④ 職場での福祉学習の促進

職場での地域福祉への関心と意識を高め、積極的に企業ボランティアが取り組まれるように、関係資料の配布や広報誌を利用した実践事例の紹介など機会をとらえて地域福祉の考え方の普及啓発に努めます。

障がいのある人などの雇用についての制度啓発や施設などのバリアフリー化、ともに働く職場環境づくりについての話し合いなどを働きかけます。

#### ⑤ 総合的な広報啓発の充実

地域福祉の考え方を広く普及啓発するため、「介護保険ガイドブック」や「高齢者社会係資源の一覧」、「障がい者のしおり」や「子育てガイドブック」を作成・配付するとともに、制度改正などについて町ホームページの「くらしの便利帳」を更新していきます。

#### 2)バリアフリーなおつきあい

##### 施策の体系



## 施策の推進

### ① 世代間交流の推進

地域福祉は、性別・年齢・職業・境遇・考え方など、すべて異なる人々が共に学びあいふれあい理解しあうことから生まれる信頼とやすらぎに始まります。「お年寄りと子どもの集い」や「昔の遊び集い」など、高齢者と子どもが交流する事業を地域福祉の視点からとらえ直し、異なる世代がともに学び体験する機会の充実に努めます。

### ② 集いと語らいの場づくり

シルバープラザ、子育て支援センターにおける来所及び電話相談や訪問相談または話し合いの場づくりに努めます。

高齢者温泉入浴、町民入浴事業においては「シルバープラザ」や「あわびの湯」を利用して、町民のサロンのような場の確保に努めます。また、熊石地域では地域の高齢者が集まる「ふれあいサロン」の創設を支援します。

### ③ 地域での多様な交流の促進

各町内会における交流事業なども活発に実施されていますが、さらに地域の中で老若男女・障がいのある人もない人もみんなが参加できる機会をつくり、多様な交流が生まれる事業の実施を働きかけていきます。

### ④ 当事者交流の促進

お互いの悩みなどを打ち明け合うことで心の負担を軽くする効果が期待されることから、障がい当事者の会や家族会の活動を支援し、当事者同士が集まる機会の充実に努めます。

### ⑤ 高齢者対象イベントの充実

高齢者対象イベントである社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」や熊石老人クラブ連合会主催の「ふれあい演芸会」の充実に努めます。

### ⑥ 町内会等の活動の促進

町内会や町連協では自主活動が活発に実施されていますが、さらに交流や研修機会の充実に努めます。

地域福祉やまちづくりに関わる活動を広く機動的に行えるよう、町内会の連合化・合併について慎重に協議していきます。

## 3) コミュニティ活動の促進

### 施策の体系

3 コミュニティ活動の促進	1	安心ほっとネットの推進
	2	子どもや高齢者への虐待・女性等への暴力の防止
	3	男女共同参画の推進
	4	環境美化活動の促進
	5	P T A・子ども会・スポーツ少年団活動の促進
	6	研修会等への参加促進

### 施策の推進

#### ① 安心ほっとネットの推進

日頃から小地域のなかで高齢者や障がい者など支援を要する方々を見守り、生活課題の解決などに自主的に取り組む「安心ほっとネット」については、町内会等連絡協議会、民生委員協議会、社会福祉協議会、八雲町で連絡会議を設置し、活動マニュアルを作成して町内会に周知していますが、取り組む町内会を強力に支援するとともに、その拡大に努めます。

## ② 子どもや高齢者への虐待・女性等への暴力の防止

町では地域や学校、職場、八雲総合病院・八雲町熊石国民健康保険病院・医療機関、福祉サービス事業所など関係する機関や民生・児童委員などと連携し、子どもや高齢者への虐待、女性や弱い立場の人々に対する暴力の防止と相談体制の充実に努めます。

町民に対しても見守りや声かけなど町広報やパンフレットなどでPRの強化を図り、必要に応じて関係機関へ連絡するなど連携強化に努めます。

地域包括支援センターによる相談支援を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワークの構築を図ります。

子どもの虐待防止については、要保護連絡協議会の実務担当者ケース会議や熊石地域子ども安心ネットワーク会議を随時開催していきます。

## ③ 男女共同参画の推進

家庭や職場での男女平等などの意識の向上と実践を促進するため、八雲町男女共同参画プランに基づき、行政と民間が協働してプランの点検を行います。

レディースネットワークなどの女性団体の育成と活動の支援をしていきます。

## ④ 環境美化活動の促進

町内会、団体、学校、職場などで「花いっぱい運動」「朝のひとはき運動」「クリーン作戦」など緑化・清掃・環境美化活動を実施し、公共心や美化意識の向上を図りながら、美しいまちづくりを進めます。

ごみの不法投棄防止、犬のフンの後始末、ごみのポイ捨て禁止などについて町広報や看板・のぼりでPRに努めます。また、各衛生協会による清掃活動の支援や町内会活動による不法投棄防止パトロールへの支援を行います。

## ⑤ PTA・子ども会・スポーツ少年団活動の促進

保育園父母会、幼稚園父母会、各地区学校PTA、地域子ども会、スポーツ少年団などの子どもに関わる団体を支援するとともに、交流と自主活動の促進に努め、子どもたちの健やかな成長をめざします。

## ⑥ 研修会等への参加促進

町民、町内会、地域の各種団体などが地域福祉に関わる研修や体験、交流などに積極的に参加し、地域福祉への意識や機運を醸成するため、「出前説明会」の実施や町内会による「敬老会」「ふれあい演芸会」へのボランティア協力などに努めます。

## 4) 安全なまちづくりの推進

### 施策の体系

4	安全なまちづくりの推進	1	交通安全活動の促進
		2	防犯活動の促進
		3	自主防災組織の育成と災害時要援護者への支援

### 施策の推進

#### ① 交通安全活動の促進

子どもや高齢者、障がいのある人などの交通弱者を交通事故から守るため、関係機関や団体と連携し、保育園・幼稚園・小学校や高齢者等を対象とした交通安全教室の開催や街頭啓発に努めます。

交通ルールの遵守や交通事故防止のために住民団体の自主活動を支援するとともに、町内会、保育園、幼稚園、学校、事業所、町などが一体となった交通安全運動の展開に努めます。

視覚や聴覚に障がいのある人のため交通量を勘案し、誘導線(点字ブロック)の整備に努めます。また、歩道や交差点の改良を進め、メロディ信号機の設置も公安委員会に要望していきます。

#### ② 防犯活動の促進

防犯クラブと町内会が連携した防犯ステッカーの貼付、小学生の一日警察官、歳末防犯パトロールの実施、町公用車への青色回転灯の設置など関係機関と連携した防犯活動の促進に努めます。

町広報、地域安全ニュース、交番だよりなどの広報活動の充実と「子ども110番」などの自主活動を促進します。

地域と連携し、街路灯・防犯灯の適正な整備や維持管理に努めます。

### ③ 自主防災組織の育成と災害時要援護者への支援

災害時の声かけや避難の手助けなどを迅速・的確に行えるよう、自主防災組織の役割りや重要性を周知し、組織化と活動促進に努めます。

災害時における要援護者にかかる情報の把握や共有及び安否確認方法等について、災害時要援護者支援マニュアルを作成し、地域と協働で支援体制づくりを進めていきます。

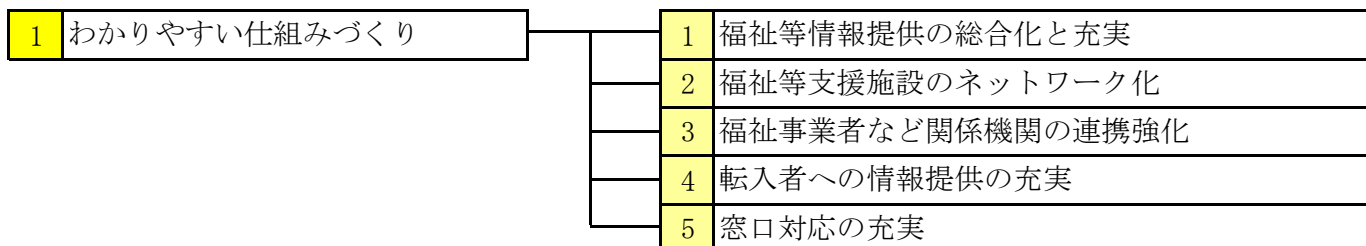
安心ほっとネットに取り組み町内会へ災害時にも対応するよう啓発していくとともに、避難場所や避難ルートの周知や防災知識の普及に努めます。

緊急通報システム、防災行政無線（熊石地区）を利用した通信連絡体制の充実を図ります。

## (2)「だれでも」「どんなときも」安心して暮らせるまち

### 1)わかりやすい仕組みづくり

#### 施策の体系



#### 施策の推進

#### ① 福祉等情報提供の総合化と充実

利用者が福祉サービス、相談窓口、施設などの情報を入手しやすくするために「介護保険ガイドブック」や「高齢者社会係資源の一覧」、「障がい者のしおり」「子育てガイドブック」「社会資源マップ」を発行するとともに、制度改正等については町ホームページに掲載している「くらしの便利帳」の更新をして総合的な広報啓発に努めます。

町広報やホームページの福祉情報などの充実に努めるとともに、「社協だより」の充実について支援します。

地域包括支援センターによる総合相談の実施や福祉サービスについての情報を発信するために、各機関の発行するパンフレットやしおりなどの提供に努めます。

#### ② 福祉等支援施設のネットワーク化

地域包括支援センターや子育て支援センターによる連携した相談体制が、いつでも図れるよう支援センター間のネットワークに努めます。

#### ③ 福祉事業者など関係機関の連携強化

福祉サービスを総合的に提供するため、町の保健・医療・福祉・教育機関や町内の福祉サービス事業者、社会福祉法人などを含めた連絡会議を必要に応じて開催するよう努めます。

高齢者、障がい者対策として、保健・福祉・医療関係者が定期的に地域ケア推進会議を開催し、情報交換や支援方法等を検討するとともに、必要に応じてケース会議や要保護連絡協議会などの開催に努めます。

#### ④ 転入者への情報提供の充実

町に転入してきた人に配布している「くらしの便利帳」「保健カレンダー」「災害時の避難場所一覧表」などのほか、その人の実情に応じて「障がい者のしおり」や「子育てガイドブック」を配付し、八雲町での生活に早く慣れてもらえるように努めます。

#### ⑤ 窓口対応の充実

新規採用職員の接客マナー講習受講や機会あるごとに住民対応に関する指導を行い、役場や公共施設等を訪れる方に対する窓口対応を向上させ、明るく親切で行き届いた配慮がある窓口になるよう努めます。

## 2) 利用しやすい仕組みづくり

### 施策の体系



### 施策の推進

#### ① 専門職の専門性の向上

ホームヘルパー、保健師、保育士等福祉職員の専門研修会への参加機会を確保し、また社会福祉事業職員研修を実施するなど、専門性の一層の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

#### ② 相談窓口のネットワーク化

地域包括支援センターを中心とした地域ケア推進会議を開催するとともに、相談内容に応じ関係機関とのネットワーク化を図りながら多様な相談に対応するよう努めます。

#### ③ コーディネーターの養成

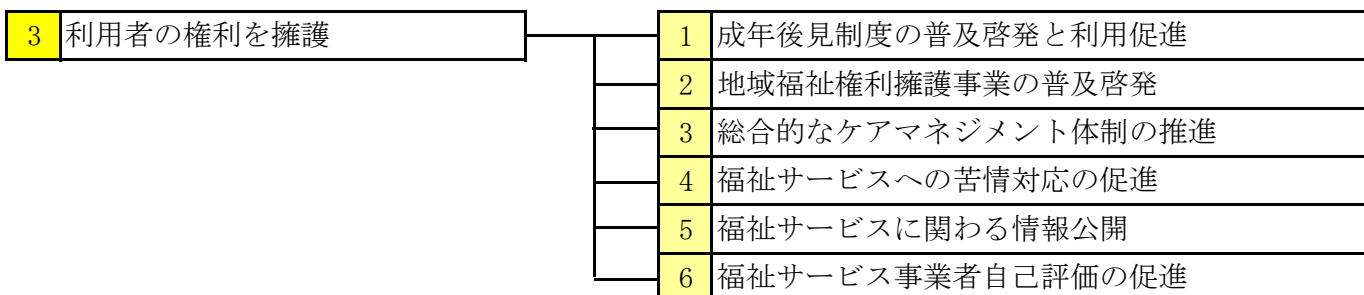
地域包括支援センターの機能を強化するとともに、民生委員、保健推進委員、町内会などの人材を育成して住民とのパイプ役を担えるよう知識の普及を図るなど、福祉サービスの利用手続きや内容を説明できる人材を養成し、サービスの利用促進につなげます。

#### ④ ピアカウンセリング制度の導入

障がいのある人が同じ障がいのある人の相談に応じるピアカウンセリング制度について、障がい者団体や家族会などへの周知及び機能強化を図るとともに連携して、その導入の検討に努めます。

## 3) 利用者の権利を擁護

### 施策の体系



### 施策の推進

#### ① 成年後見制度の普及啓発と利用促進

成年後見制度は、地域包括支援センター機能を発揮するとともに町民へ広く周知し、本人に判断能力がなく、親族がいない場合には、家庭裁判所への後見人の付与申し立てを町長が代行するなどの利用支援を行います。

#### ② 地域福祉権利擁護事業の普及啓発

地域福祉権利擁護事業は、社会福祉協議会が行う事業で、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域で自立して生活するために必要な福祉サービスを利用するときに、手続きや利用料の支払いなどの援助を行うものです。また、この事業は成年後見制度とあわせて町民へ周知するなど普及啓発を促進します。

### ③ 総合的なケアマネジメント体制の推進

高齢者、障がい者、児童など支援を必要とする一人ひとりに対して、福祉・保健・医療サービスと、制度や仕組みでは補えないボランティア活動などを組み入れ、在宅での生活全般を支援できるよう、関係機関・団体などが連携し、総合的なケアマネジメント体制の充実をはかります。

自己決定することが困難な障がい者に対し、障がい者ケアマネジメント研修会を受講した保健師によるアセスメント・ケアプランの作成を実施します。

子ども発達支援センターの設置を検討し、障がいのある子どものケアマネジメントを充実していきます。

### ④ 福祉サービスへの苦情対応の促進

高齢者や障がいのある人が訪問介護や施設などの福祉サービスを利用する場合、福祉サービス事業者と利用契約を結ぶことになります。これは、利用者と事業者の対等な関係を前提にしているため、利用者は自己決定・自己責任を負うことになります。福祉サービスへの苦情相談体制の充実強化を図り、北海道社会福祉協議会の運営適正化委員会と連携して相談対応にあたります。

町として、利用者の意向把握に努めるとともに、必要なサービスの掘り起こしを行います。

介護保険サービスについては、苦情相談窓口を設置し対応マニュアルに沿って対応しています。

### ⑤ 福祉サービスに関わる情報公開

平成18年4月より、「介護サービス情報の公表」制度が開始されておりますので、福祉サービス事業者の自己評価の促進とその情報の公開をさらに促進します。

### ⑥ 福祉サービス事業者自己評価の促進

福祉サービス事業者が、自ら提供するサービスの質の向上と改善をはかることを目的として自己評価することを促進するため、地域ケア推進会議の中で周知徹底し利用者から信頼される事業所をめざします。

## 4) バリアフリーな環境づくり

### 施策の体系

4	バリアフリーな環境づくり	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進
		2	安心して暮らせる生活の場の確保
		3	冬期対策の充実

### 施策の推進

#### ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

障がいの有無や年齢に関わらず、地域で安心して暮らすことのできる環境を整えるために「ハートビル法」や「交通バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」などにに基づき、町営住宅などの公共施設や道路の歩道などの改良を進め、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

公共交通機関や民間施設についても事業者の理解と協力を得ながら、だれもが安心して利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及を促進します。

#### ② 安心して暮らせる生活の場の確保

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、町営住宅についてはバリアフリーに配慮した整備を促進し、障がいのある人の利用を積極的に進めます。

地元八雲町に、グループホーム、ケアハウスなど障がいのある人の生活の場となる施設の整備を目指します。

地域の中で障がい者もともに生活することへの町民の理解と認識を深めるための研修や啓発活動を行っていきます。

安心してくつろげる休憩スポットなどの整備を促進します。

#### ③ 冬期対策の充実

高齢者や障がいのある人の世帯の除雪費助成事業の充実と除雪ボランティアの確保に努めます。冬期の移動や外出を支援するため、歩道などの除排雪の充実に努めます。

### (3) 町に在(あ)るものを「活用」し「ネット」し「協働」するまち

#### 1) 福祉の人材育成

##### 施策の体系

1 福祉の人材育成	1	ボランティア人材の育成
	2	民生・児童委員の研修充実
	3	ボランティア交流の促進と研修の充実
	4	家庭での福祉学習の促進(再掲)
	5	地域での福祉学習の充実(再掲)
	6	学校での福祉教育の充実(再掲)
	7	職場での福祉学習の促進(再掲)
	8	専門職の専門性の向上(再掲)
	9	ボランティア休暇の利用促進

##### 施策の推進

#### ① ボランティア人材の育成

町民意向、ニーズに対応し、町民だれもがボランティアに関する知識を得る機会を持てるよう、社会福祉協議会が行っているボランティアスクールの内容充実を支援するとともに、町と社会福祉協議会との連絡会議などを開催し、連絡強化を図っていきます。また、熊石ボランティア協議会の指導者育成を支援します。

生涯学習の各種講座内で、ボランティア養成講座の開催や青年団体によるボランティア事業を推進するとともに、高校生ボランティアの活用を検討していきます。

生活習慣病を予防すること「健康寿命」を延ばすなどの自主活動に取り組んでいる保健推進委員を健康づくりのボランティアと位置づけ、連携を深めます。また、転倒予防教室、筋力アップ教室、リハビリ教室への介助ボランティアを育成します。さらに、子育てサポート「たち」への支援をします。

#### ② 民生・児童委員の研修充実

各関係機関と連携し、民生・児童委員の研修の充実をはかります。

#### ③ ボランティア交流の促進と研修の充実

ボランティア連絡協議会や熊石ボランティア協議会をはじめとするボランティア団体の交流や研修を進めるため、社会福祉協議会の事業を支援するとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターをボランティアの中核機能と位置づけ支援していきます。

#### ④ 家庭での福祉学習の促進(再掲)

家庭から地域福祉に対する関心や意識、自助の心を育むために、親子体験講座などにおいて地域福祉をテーマとするよう検討し、機運醸成に努めます。

#### ⑤ 地域での福祉学習の充実(再掲)

出前説明会、茜学級(女性学級)や地域女性学級など地域のさまざまな活動の機会を活用し、地域福祉についての研修や話し合い、体験などに取り組みます。

学校開放事業や総合型地域スポーツクラブの活動支援など地域と連携し町民、団体などの交流を深めます。

#### ⑥ 学校での福祉教育の充実(再掲)

保護者や地域の協力を得て体験学習を実施するなど、子どもたちが地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加していくよう福祉教育の充実にも努めるとともに、地域と学校が協力して福祉教育に取り組むよう働きかけます。

## ⑦ 職場での福祉学習の促進(再掲)

職場での地域福祉への関心と意識を高め、積極的に企業ボランティアが取り組まれるように、関係資料の配布や広報誌を利用した実践事例の紹介など機会をとらえて地域福祉の考え方の普及啓発に努めます。

障がいのある人などの雇用についての制度啓発や施設などのバリアフリー化、ともに働く職場環境づくりについての話し合いなどを働きかけます。

## ⑧ 専門職の専門性の向上(再掲)

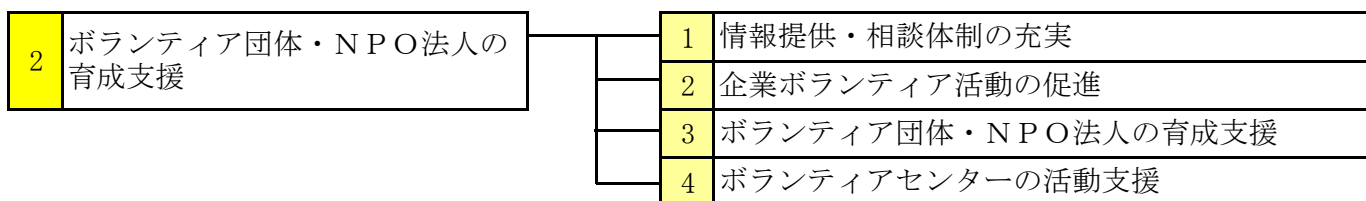
ホームヘルパー、保健師、保育士等福祉職員の専門研修会への参加機会を確保し、また社会福祉事業職員研修を実施するなど、専門性の一層の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

## ⑨ ボランティア休暇の利用促進

ハローワークや関係機関と連携した制度の普及啓発を行うとともに、事業所に働きかけボランティア休暇制度の導入と利用の促進に努めます。

## 2) ボランティア団体・NPO法人の育成支援

### 施策の体系



### 施策の推進

#### ① 情報提供・相談体制の充実

社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体やNPO法人についての情報提供や立ち上げるときの相談などを支援する体制を整え充実を促進します。

#### ② 企業ボランティア活動の促進

町内事業所に対し、ボランティア休暇制度の導入と利用促進、事業所としてのボランティア活動の促進や事例などについて、ハローワークなど関係機関と連携した普及活動を実施します。

#### ③ ボランティア団体・NPO法人の育成支援

社会福祉協議会と連携し、情報提供や相談体制を充実しながら、各種ボランティア団体やNPO法人の育成支援に努めます。

#### ④ ボランティアセンターの活動支援

社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実と活動を支援するとともに、ボランティアコーディネーターの養成を検討します

## 3) ネットワークと協働による地域福祉の推進

### 施策の体系





## 施策の推進

### ① 安心ほっとネットの推進(再掲)

日頃から小地域のなかで高齢者や障がい者など支援を要する方々を見守り、生活課題の解決などに自主的に取り組む「安心ほっとネット」については、町内会等連絡協議会、民生委員協議会、社会福祉協議会、八雲町で連絡会議を設置し、活動マニュアルを作成して町内会に周知していますが、取り組む町内会を強力に支援するとともに、その拡大に努めます。

### ② 福祉等支援施設のネットワーク化(再掲)

地域包括支援センターや子育て支援センターによる連携した相談体制が、いつでも図れるよう支援センター間のネットワークに努めます。

### ③ 福祉事業者など関係機関の連携強化(再掲)

福祉サービスを総合的に提供するため、町の保健・医療・福祉・教育機関や町内の福祉サービス事業者、社会福祉法人などを含めた連絡会議を必要に応じて開催するよう努めます。

高齢者、障がい者対策として、保健・福祉・医療関係者が定期的に地域ケア推進会議を開催し、情報交換や支援方法等を検討するとともに、必要に応じてケース会議や要保護連絡協議会などの開催に努めます。

### ④ 八雲町社会福祉協議会との連携強化

効果的な地域福祉の推進をはかるため、町と社会福祉協議会の連絡会議などを開催し連絡調整を緊密化するとともに、ボランティアセンターの充実や地域福祉権利擁護事業、福祉サービスへの苦情対応などについて支援します。

### ⑤ 関係機関との連携強化

福祉、保健、医療、教育などの分野の横断的連携はもとより、国や北海道の機関、社会福祉法人などとの連携による総合的なサービスの提供をめざすため、対象者ごとに各関係機関が集合するケース会議を開催していきます。

高齢者に対する福祉サービス調整のため、各関係機関による地域ケア会議を開催します。

### ⑥ 社会資源の有効活用

「安心ほっとネット連絡会議」や福祉団体などの意見を聴きながら、シルバープラザ・公民館・子育て支援センター・地区会館などの既存施設を集いや語らい・学習・交流・託児などの場として有効活用していきます。

子育てガイドブックを町のホームページに掲載し、ボランティア団体の紹介をするなど情報基盤の整備や情報ネットワークの形成など、町の情報化に努め、連携と協働の基盤と位置づけます。

## 4)福祉でまちづくりの推進

### 施策の体系

4 福祉でまちづくりの推進	1 就労の場の確保と支援
	2 男女共同参画の推進 (再掲)
	3 コミュニティビジネス・地域通貨の検討
	4 社会資源の有効活用 (再掲)
	5 町民のまちづくり参画促進

### 施策の推進

#### ① 就労の場の確保と支援

地域で自立した生活をおくるためには、本人の意欲や能力に応じた就労機会があることが大切です。そのため、ハローワークなど関係機関と連携して雇用情報の提供に努めます。

障がいのある人の雇用への理解を深めるため、事業主や従業員の理解と職場環境の整備、雇用への助成制度の周知と利用の促進を図るとともに、事業所での就労が難しい人に対し、創作的活動や生産活動、社会との交流の場などを提供する地域活動支援センターを整備します。

## ② 男女共同参画の推進(再掲)

家庭や職場での男女平等などの意識の向上と実践を促進するため、八雲町男女共同参画プランに基づき、行政と民間が協働してプランの点検を行います。

レディースネットワークなどの女性団体の育成と活動の支援をしていきます。

## ③ コミュニティビジネス・地域通貨の検討

商工会や関係団体及び町とが連携しながら、さまざまな地域の資源や人材、知恵、技術、生活文化などを活用したコミュニティビジネスの掘り起こしや地域通貨導入について研究し、地域活性化の方向を模索します。

起業化をめざしている人材への情報提供や相談対応などを進めます。

## ④ 社会資源の有効活用(再掲)

「安心ほっとネット連絡会議」や福祉団体などの意見を聴きながら、シルバープラザ・公民館・子育て支援センター・地区会館などの既存施設を集いや語り・学習・交流・託児などの場として有効活用していきます。

子育てガイドブックを町のホームページに掲載し、ボランティア団体の紹介をするなど情報基盤の整備や情報ネットワークの形成など、町の情報化に努め、連携と協働の基盤と位置づけます。

## ⑤ 町民のまちづくり参加促進

自治基本条例において町民参加の具体的なルールを定め、地域福祉の実現をめざして計画の策定や見直し、改善、仕組みづくり、地域資源、社会資源の活用、人材育成、安全・安心な生活環境づくりなど、さまざまな分野への町民の参加を促進します。

熊石地域では、熊石地域づくりプランの中で、住民と行政による協働地域づくりを推進し、情報の提供と共有化を進めながら住民の参加を促していますが、地域づくり推進協議会を設置して推進体制を整えていきます。